



NISA制度の拡充（1/4）

一言解説

次世代の資産形成を支援する観点から、つみたて投資枠の対象年齢が0歳まで拡充されます。
また、つみたて投資枠の対象となる指標について、一定のものが新たに追加されます。

1. 制度の拡充の概要

NISAについては、令和5年度税制改正において抜本的拡充・恒久化を図り、既に老後等に備えた十分な資産形成が可能になっていますが、対象年齢は18歳以上とされています。次世代の資産形成を支援する観点から、金融経済教育を更に充実することと併せて、つみたて投資枠の**対象年齢が0歳まで拡充**されます。

2. 拡充の内容

非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（NISA）について、次の措置が講じられます。

(1) 非課税口座の**口座開設可能年齢の下限の撤廃**

① 非課税口座に「未成年者特定累積投資勘定※」を設けられることとともに、特定非課税管理勘定は未成年者特定累積投資勘定とは同時に設けられないこととされます。

※「未成年者特定累積投資勘定」とは、特定累積投資勘定のうち、**令和9年以後の各年**（居住者等が、その年1月1日において18歳未満である年及び出生した日の属する年に限ります。）に設けられるものとされます。

② 未成年者特定累積投資勘定には、特定累積投資勘定に受け入れができる公募等株式投資信託の受益権のうち次に掲げるのみを受け入れることとされます。

Ⓐ その居住者等の非課税口座に未成年者特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当該非課税口座が開設された金融商品取引業者等への買付けの委託等により取得した公募等株式投資信託の受益権で、当該期間内の取得対価の額の**合計額が60万円を超えないもの**（公募等株式投資信託の受益権を当該未成年者特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額及び未成年者特定累積投資勘定に前年末に受け入れている株式投資信託の受益権の購入の代価の額等の**合計額が600万円を超えることとなるときにおける当該公募等株式投資信託の受益権を除きます**。）

Ⓑ その未成年者特定累積投資勘定に係る公募等株式投資信託の受益権の分割等により取得する公募等株式投資信託の受益権

適用時期

未成年者特定累積投資勘定は、令和9年1月1日以降に開設されたNISA口座から適用されます。



NISA制度の拡充（2/4）

- ③ 未成年者特定累積投資勘定で管理される公募等株式投資信託につき支払を受ける配当等及び当該公募等株式投資信託の受益権の譲渡の対価等については、非課税口座を開設した居住者等がその年3月31日において18歳である年（以下「基準年」という。）の前年12月31日までは、特定課税未成年者口座において管理しなければならないこととされます。
- ④ 未成年者特定累積投資勘定で管理される公募等株式投資信託の受益権は、非課税口座を開設した居住者等の基準年の前年12月31日までは、当該公募等株式投資信託の受益権を当該非課税口座以外の口座に払い出すことはできないこととされます。
ただし、次に掲げる年の区分に応じそれぞれ次に定める場合は、この限りではありません。
- Ⓐ 当該居住者等がその年3月31日において12歳である年の前年以前の各年
当該居住者等が、その居住する家屋が災害により全壊したことその他これに類する事由（当該事由が生じたことにつき税務署長の確認を受けた場合に限ります。）に基くして当該未成年者特定累積投資勘定に係る公募等株式投資信託の受益権及び特定課税未成年者口座内の金銭等の全てを払い出す場合
- Ⓑ 当該居住者等がその年3月31日において12歳である年以後の各年
上記Ⓐに定める場合及び当該居住者等が、当該非課税口座が開設された金融商品取引業者等に払出しの基となる事由（当該居住者等に係る学校等の入学金又は授業料その他の当該居住者等の教育費又は生活費の支払に限ります。以下「特定事由」といいます。）その他の事項を記載した書類を提出して当該公募等株式投資信託の受益権を払い出す場合
※ 上記の書類提出手続は当該居住者等の親権者等が行うとともに、上記の書類には特定事由に基くして払い出すことについて当該居住者等の同意を得たことを証する書類を添付しなければなりません。
- ⑤ 特定課税未成年者口座内の金銭等は、当該特定課税未成年者口座を開設した居住者等の基準年の前年12月31日までは、その金銭等を非課税口座における投資に用いる場合を除き、当該特定課税未成年者口座から払い出すことはできないこととされます。ただし、次に掲げる年の区分に応じそれぞれ次に定める場合は、この限りではありません。
- Ⓐ 当該居住者等がその年3月31日において12歳である年の前年以前の各年
上記④のⒶに定める場合
- Ⓑ 当該居住者等がその年3月31日において12歳である年以後の各年
上記Ⓐに定める場合及び当該居住者等が、当該特定課税未成年者口座が開設された金融商品取引業者等に特定事由その他の事項を記載した書類を提出して当該金銭等を払い出す場合



NISA制度の拡充（3/4）

⑥ 非課税口座及び特定課税未成年者口座を開設した居住者等が基準年の前年12月31日までに、これらの口座の公募等株式投資信託の受益権及び金銭等をこれらの口座から上記④及び⑤の取扱いに反する払出しをした場合等には、当該払出しがあった日において公募等株式投資信託の受益権の譲渡又は公募等株式投資信託の配当等の支払があったものとして、次の金額に対して20%（所得税15%、個人住民税5%）の税率により源泉徴収（特別徴収）を行うこととされます。

Ⓐ 次に掲げる金額の合計額から、当該非課税口座を開設した日から当該払出しがあった日までの間に当該非課税口座において取得した公募等株式投資信託の受益権の取得対価の額等の合計額を控除した金額（譲渡損失はなかったものとみなされ、下記Ⓑの配当所得の金額から控除することもできません。）

ⓐ 当該非課税口座を開設した日から当該払出しがあった日までの間に、当該非課税口座において行われた公募等株式投資信託の受益権の譲渡に係る譲渡対価の額の合計額

ⓑ 当該払出しがあった日において当該非課税口座において有する公募等株式投資信託の受益権の価額（時価）の合計額

Ⓑ 当該非課税口座を開設した日から当該払出しがあった日までの間に当該非課税口座において支払を受けた公募等株式投資信託の配当等の額の合計額

項目	新設される制度 つみたて投資枠	既に運用されている制度	
		成長投資枠	
口座開設可能年齢	0歳～17歳	18歳以上	18歳以上
年間投資上限額	60万円	120万円	240万円
非課税保有限度額	600万円	1,800万円 (うち、成長投資枠は1,200万円まで)	
投資対象商品	公募等株式投資信託等	公募等株式投資信託	上場株式、 公募等株式投資信託等
投資方法・運用管理	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資 ※一定の場合を除き、払い出しできない	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資	制限なし



NISA制度の拡充（4/4）

3. 投資対象商品の拡充

つみたて投資枠の対象となる指数について、**国内市場を対象とした株式指数※のうち一定のものを新たに追加**するほか、一定の広がりのある地域を対象とした先進国・新興国の株式指数単体で組成された投資信託商品も合わせて追加されます。また、幅広い世代の資産運用ニーズに応える観点から、**債権が運用資産の50%を超える投資信託が対象**に加えられます。

※ 追加株式指数 読売株価指数、JPXプライム150指数

4. 居住者等の住所等の確認に係る措置の廃止

非課税累積投資契約に係る非課税措置及び特定非課税累積投資契約に係る非課税措置について、金融商品取引業者等が行う基準経過日における非課税口座を開設している居住者等の住所等の確認に係る措置が廃止されます。

これに伴い、金融商品取引業者等において、非課税口座を開設している居住者等の住所等の変更の有無等を確認し、その変更の可能性がある居住者等から一定期間内に**非課税口座異動届出書の提出等がなかった場合**には当該口座に係る特定累積投資勘定等に上場株式等を受け入れないこととする等の運用上の対応が行われます。

当該特定累積投資勘定等に上場株式等を受け入れないこととした場合には、その年の当該口座に係る**非課税口座年間取引報告書にその旨を記載**することとされます。